



6月定例会初日の6月14日には、西根地区や松尾地区の女性を中心に、26人が傍聴しました

# 調査費を導入

市議会6月定例会で、会派制度と政務調査費の導入が決まりました。これらは、議員の資質向上と議会の活性化のために導入されたもので、会派は、基本的政策が一致する議員で構成され、調査研究を基に、市政に提言などを行うことが期待されます。また、政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議員1人当たり月額2万円が市から各会派に交付されます。

## 会派制度 基本的政策が 一致する団体

会派制度とは、基本的政策が一致する議員の団体であり、一般的には、複数の議員で構成。1人会派を認めている自治体もあります。本市議会では、原則として3人以上の議員で構成することとしています。

各会派は、構成議員で市政に関する調査研究を行うとともに、その成果を基に、市政に対して提言などを行うことが期待されるほか、今後は、市議会定例会における代表質問の導入により、議会運営の活性化と効率化が期待されます。また、議員数の多い議会では、意見調整が必要な事項について、

会派代表者による意見集約ができるなど、会派を単位とする能率的な運営が期待できます。一方、議員個人の顔が見えにくくなるなどの短所もあるため、今までの以上に議員一人一人の活動に気を配る必要があります。

なお、会派制度の導入については、昨年5月12日に発足した八幡平市発足議会運営準備委員会（3町村の議会議員30人で構成）などで、その在り方や運営方法などが検討されてきました。合併前の3町村では、旧安代町で平成14年から会派制度を導入。県内では、奥州市を除くすべての市と、滝沢村など一部の町村で導入していて、奥州市でも会派制度導入に向けた検討が進められています。

表1 会派の名称と所属議員

会派の名称	議員数	代表者	議員氏名	会派の名称	議員数	代表者	議員氏名
せいこうかい 政高会	8人	松浦博幸	工藤忠義、瀨川健則、田中榮司夫、田村孝、遠藤公雄、渡邊正、工藤剛	はっきかい 八起会	6人	高橋守	勝又紘一、三浦正信、小笠原壽男、小野寺昭一、工藤直道
りょくしょうかい 緑松会	5人	大和田順一	高橋光幸、伊藤一彦、高橋俊彦、古川津好	みんせいかい 民政会	3人	三浦榮吉	関義征、関善次郎
にほんきょうざんとう 日本共産党	3人	米田定男	山本榮、高橋悦郎	無会派	1人		北口和男

研究や活動の  
必要経費交付

政務調査費とは、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、市から会派または議員に対し交付されるものです。

政務調査費の交付については、地方自治法で規定されており、政務調査費を交付しようとする場合、交付対象、額および交付の方法を条例で定めなければなりませんとされています。

このため、市議会では、6月定例会会期中の6月16日に、発議案「八幡平市議会の政務調査費の交付等に関する条例の制定について」を提案。全会一致で可決されました。

表2 県内各市の比較

	議員報酬	政務調査費
盛岡市	650,000円	50,000円
宮古市	320,000円	5,833円
大船渡市	320,000円	7,000円
花巻市	339,000円	20,000円
久慈市	303,000円	5,000円
釜石市	313,000円	12,500円
遠野市	302,000円	5,000円
一関市	342,000円	15,000円
陸前高田市	285,000円	7,500円
二戸市	301,000円	10,000円
奥州市	321,000円	12,000円
北上市	351,000円	20,000円
八幡平市	217,000円	20,000円

\* 議員報酬は一般議員の月額  
\* 政務調査費を年額で交付している市は、月額に換算

交付の対象などは次のとおりです。

▼ 交付の対象 議長に届け出があった会派または議員の職にある者

▼ 交付額 議員1人当たり月額2万円

▼ 交付の方法 当該年度の月数分を一括交付

▼ 使途基準 表3に規定のとおり

▼ 収支報告書 年度終了日から30日以内に提出

▼ 剰余金の取り扱い 市に返還しなければならない。

なお、県内では、盛岡市の月額5万円をはじめとして、すべての市で政務調査費を交付しています。県内全市議会議員の平均交付額は、月額およそ1万7000円となっています（内訳は表2のとおり）。

## 6月定例会で決定

# 会派制度・政務

表3 政務調査費の使途基準

	項目	内容	種類
支出 できる 経費	1、調査研究費	調査または議員が行う市の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費	調査委託費、交通費、宿泊費、車借上料
	2、研修費	会派または議員が行う研修会、講演会の実施に必要な経費ならびに他団体が開催する研修会、講演会などに所属議員が参加するために要する経費	会場費・機材借上料、講師謝金、参加費・会費、交通費、宿泊費、資料代、車借上料
	3、会議費	会派または議員における各種会議に要する経費	会場費・機材借上料、資料印刷費、茶菓子代
	4、資料作成費	会派または議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費	印刷製本代、原稿料
	5、資料購入費	会派または議員が行う調査研究のために必要な図書・資料の購入に要する経費	書籍購入費、雑誌購読料
	6、広報費	会派または議員が行う議会活動および市政に関する政策などの広報活動に要する経費	広報誌・報告書などの印刷費
	7、事務費	上記に掲げる経費以外の経費（経費を支出する目的が、会派または議員が行う市政に関しての調査研究に該当しないものを除く）	
支出 できない 経費	経費を支出する目的が、会派または議員が行う市政に関しての調査研究に該当しないもの	1、せん別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状の購入および印刷代金などの交際費的な経費	
		2、党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅行などの政党または政治団体の構成員としての活動に属する経費	
		3、飲食に係る経費	
		4、選挙活動に係る経費	
		5、名刺の印刷代金	